

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく
地方公共団体実行計画

鏡野町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2020年度 ～ 2030年度

2026年3月改訂

岡山県鏡野町

〈 目 次 〉

第1章 背景	1
第2章 基本的事項	1
1. 目的	2
2. 対象とする範囲	2
3. 対象とする温室効果ガス	3
4. 計画期間	4
5. 上位計画及び関連計画との位置付け	4
第3章 温室効果ガスの排出状況	5
1. 「温室効果ガス総排出量」の排出量の推移	5
2. 温室効果ガスの排出量の増減要因	7
3. 温室効果ガス排出量削減に向けた課題	7
第4章 温室効果ガスの排出削減目標	7
1. 目標設定の考え方	7
2. 温室効果ガスの削減目標	7
第5章 目標達成に向けた取組	8
1. 取組の基本方針	8
2. 具体的な取組内容	8
第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表	11
1. 推進体制	11
2. 点検・評価・見直し体制	12
3. 進捗状況の公表	12
4. 職員研修・普及啓発	12

第1章 背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2度以内にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、全ての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2025年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画の中で（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」こと等が位置付けられています。

こうしたことから鏡野町においても、公共施設及び公用車等の省エネルギー化を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

第2章 基本的事項

1. 目的

鏡野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「鏡野町事務事業編」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、鏡野町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2. 対象とする範囲

鏡野町事務事業編の対象範囲は、鏡野町が直接行う全ての事務・事業とします。なお、対象施設の詳細は図1に掲げる施設を対象とします。ただし、既に廃止された施設についても基準年度との比較のために掲載しています。

また、現時点において燃料等の使用量の把握が困難なもの（消防・除雪）及びに指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外としますが、可能な限り受託者に対して、鏡野町事務事業編の趣旨に沿った取組を実践するように要請します。

対象施設一覧

分類	分類	施設名	担当課
1	集会施設	芳野公民館	生涯学習課
		大野公民館	
		小田公民館	
		中谷公民館	
		香南公民館	
		香北公民館	
		郷公民館	
		泉公民館	
		羽出公民館	
		奥津公民館	
		富公民館	
2	文化施設	鏡野町民センター	生涯学習課
3	図書館	ベスタロッヂ館	生涯学習課
4	博物館等	妖精の森ガラス美術館	産業観光課
5	小学校	南小学校	学校教育課
		大野小学校	
		鶴喜小学校	
		香々美小学校	
		香北小学校	
		奥津小学校	
		富小学校	
6	中学校	鏡野中学校	学校教育課
7	その他の教育施設	上齋原総合教育施設	学校教育課
		鏡野町学校給食共同調理場	
8	保育所	芳野こども園	子育て支援課
		かがみの中央こども園	
		鶴喜保育園	
		香南保育園	
		奥津保育園	
		富保育園	
9	幼稚園	郷幼稚園	子育て支援課
10	幼児・児童施設	南学区放課後児童クラブ	子育て支援課
		大野学区放課後児童クラブ	
		鶴喜学区放課後児童クラブ	
		香々美学区放課後児童クラブ	
		香北地区放課後児童クラブ	
		奥津学区放課後児童クラブ	
		富学区放課後児童クラブ	
11	医療施設	奥津国保診療所	健康推進課
		鏡野町国保病院	国保病院
12	庁舎	鏡野町役場本庁舎	総務課
		奥津振興センター庁舎	
		上齋原振興センター庁舎	
		富振興センター庁舎	
13	廃棄物処理施設	北部衛生クリーンセンター	くらし安全課
14	水道施設	浄水場、配水・ポンプ場、管理事務所等	上下水道課
15	下水道施設	下水処理施設、下水ポンプ場、管理事務所等	上下水道課
16	各課事務・事業	事務・事業	各課

図1 対象とする施設

3. 対象とする温室効果ガス

鏡野町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（以下「CO₂」という。）とします。

4. 計画期間

鏡野町事務事業編が対象とする計画期間については、政府の地球温暖化対策計画に掲げる計画期間に基づき、2013年度を基準年度とし、2020年から2030年度までを計画期間とします。（図2）

項 目	年 度					
	2013	2020	...	2025	...	2030
期間中の事項	基準年度	策定年度		中間目標見直し		目標年度
計画期間						

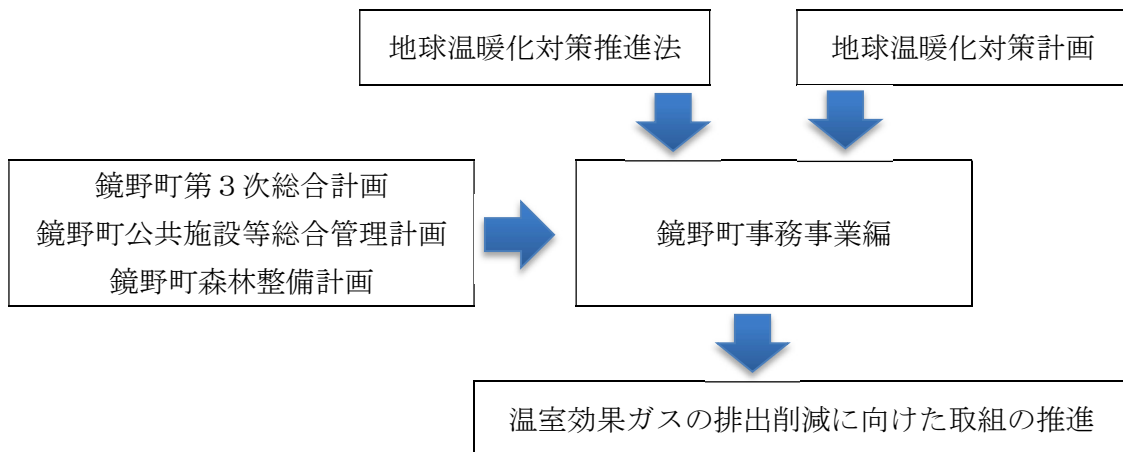
図2 計画期間のイメージ

5. 上位計画及び関連計画との位置付け

鏡野町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び鏡野町第3次総合計画、鏡野町公共施設等総合管理計画、鏡野町森林整備計画に即して策定します。

（図3）

図3 鏡野町事務事業編の位置付け



第3章 温室効果ガスの排出状況

1. 「温室効果ガス総排出量」の排出量の推移

基準年度である2013年度から2024年度までの鏡野町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量と削減率の推移は、次の表及びグラフのとおりとなっています。（図4）

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
総排出量 (t-CO ₂)	4959	4789	4685	4303	4112	3687	3216	3233	3266	3320	3138	1794
削減率 (%)	—	3.4	5.5	13.2	17.1	25.6	35.2	35.2	34.8	34.1	33.1	63.8

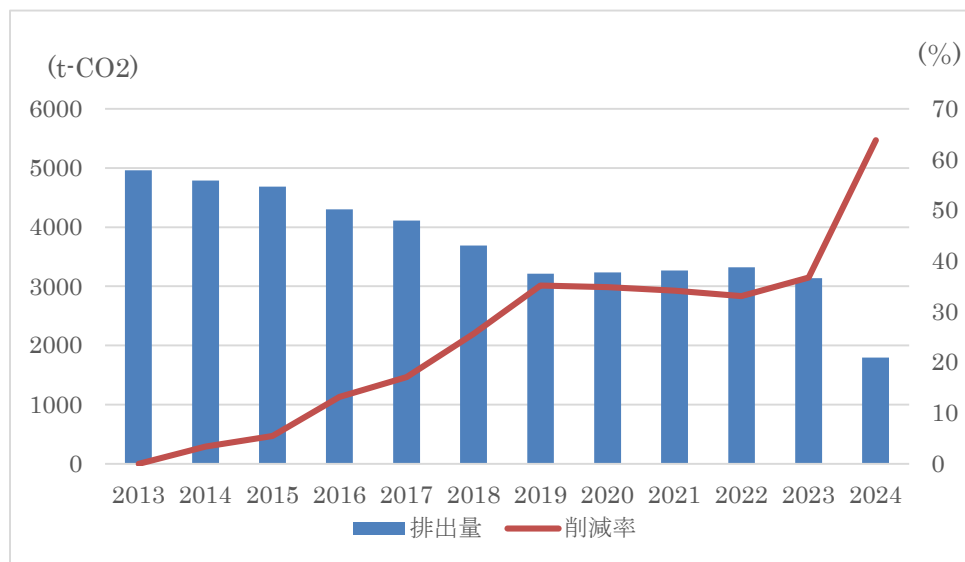


図4 事務・事業に伴う温室効果ガス排出量と削減率の推移

温室効果ガスの排出量は、年々減少傾向にあり、2024年度の総排出量は1,794 t-CO₂ となり、基準年度である2013年度比で63.8パーセント減少しています。

施設別では、庁舎が全体の19.8パーセントを占め、次いで水道施設18.1パーセント、下水道施設17.5パーセント、医療施設8.8パーセントとなっています。（図5）

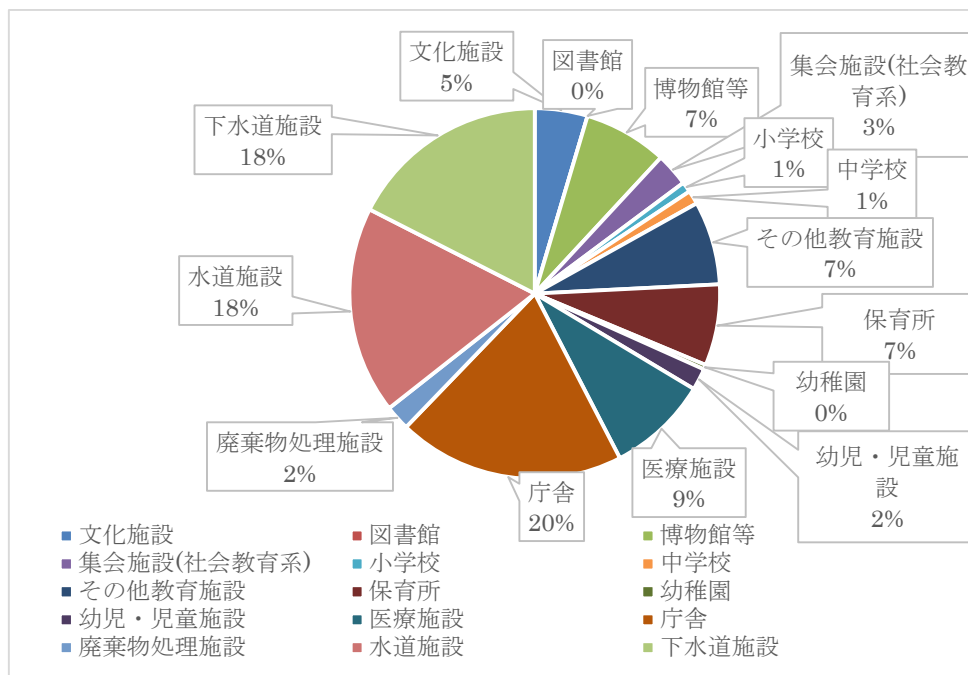


図5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2024年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の57.2パーセントを占め、次いで灯油23.7パーセント、ガソリン8パーセントとなっています。（図6）

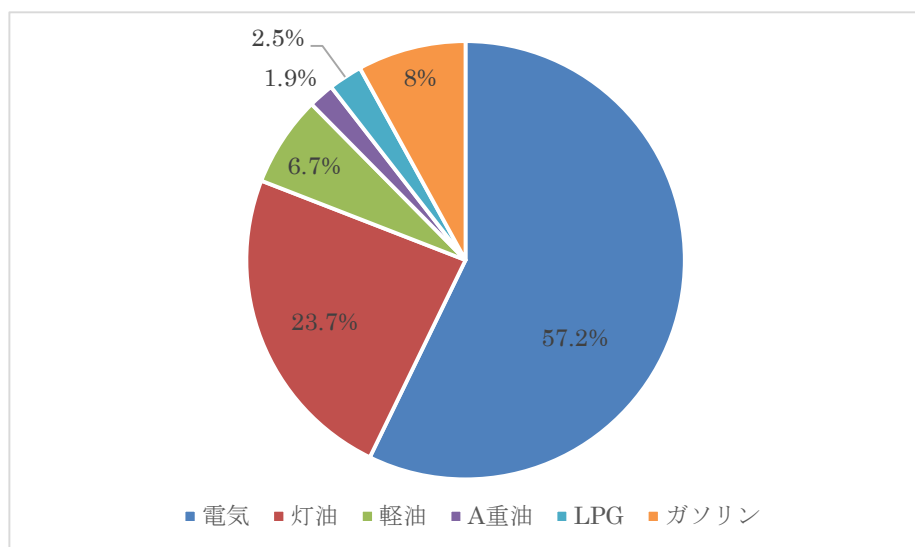


図6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2024年度）

2. 温室効果ガスの排出量の増減要因

鏡野町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- ・ 記録的猛暑及び寒波による空調機器の利用に伴うエネルギー消費量の増加
- ・ 感染症の流行による空調機器の利用に伴うエネルギー消費量の増加
- ・ DX化の推進等による電子機器利用の増加に伴うエネルギー消費量の増加
- ・ 施設老朽化によるエネルギーロスに伴うエネルギー消費量の増加

② 減少要因

- ・ 温室効果ガス排出係数の低い電力契約への切替に伴う実質排出量の減少
- ・ 施設の統廃合に伴うエネルギー消費量の減少
- ・ 老朽化施設の改修及び更新時の省エネ機器導入に伴うエネルギー消費量の減少
- ・ 各事務事業の取組に伴うエネルギー消費量の減少

3. 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題として、次のことが考えられます。

- ・ 電力契約の変更に伴う排出係数の変動
- ・ 猛暑日の増加による冷房需要の増加に伴うエネルギー消費量の増加
- ・ 更なるDX化の進展による電子機器の稼働に伴うエネルギー消費量の増加
- ・ 設備更新の停滞による省エネ機器への切替の停滞

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1. 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、鏡野町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

2. 温室効果ガスの削減目標

地球温暖化対策計画に基づき目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で46パーセント削減することを目標とします。（図7）

項目	基準年度 (2013年度)	目標年度 (2030年度)
温室効果ガスの排出量	4,959t-CO ₂	2,678t-CO ₂
削減率	—	46%

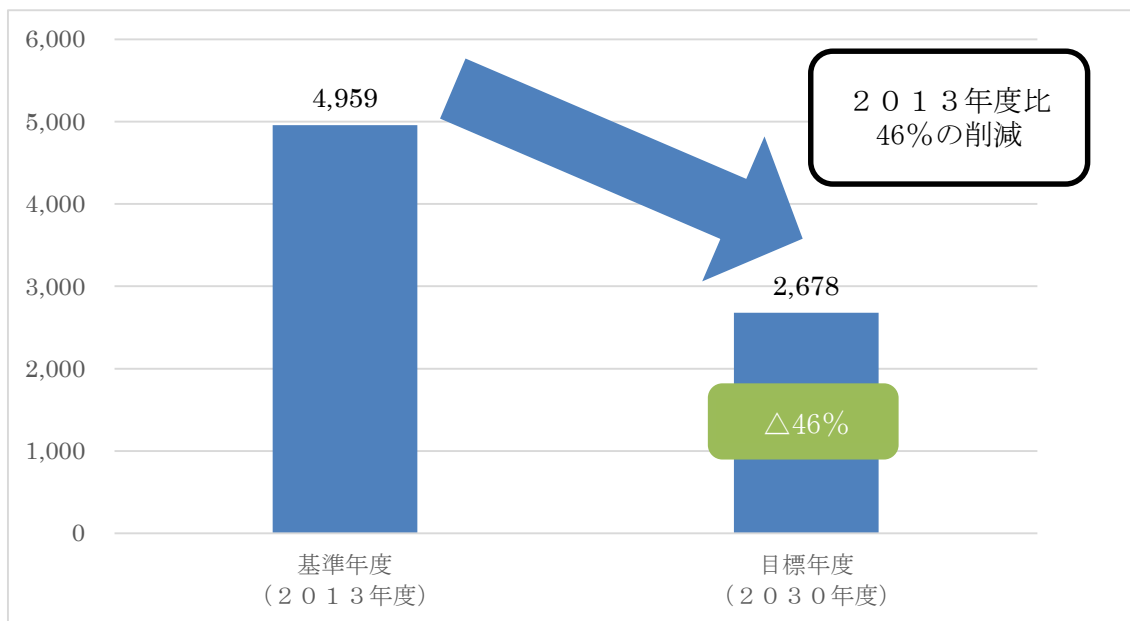


図7 温室効果ガスの削減目標（単位：t-CO₂）

第5章 目標達成に向けた取組

1. 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

2. 具体的な取組内容

地球温暖化対策計画において、政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率優先的な取組を実施することと記載されており、政府実行計画では下記の表の取組が示されています。

政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入す

措置	目標
	る。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに 新築建築物の平均で ZEB ready 相当となることを目指す 。また、2030 年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、 新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車 とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに 調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力 とする。
GX 製品	市場で選ばれる環境整備のため、率先調達に取り組む。 (GX 製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの)

町の事務事業においても政府実行計画を踏まえた取組を推進します。

① 施設設備等の運用改善

- ・現在管理している各施設・設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化に努めます。
- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法の調整に努めます。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を高め、送風効率を向上させるよう努めます。

② 施設設備等の更新

- ・新たに施設設備を導入する際や、現在保有している各施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入し、省エネルギー化に努めます。
- ・灯油や重油を熱源とする空調設備を更新する際には電化を検討します。
- ・高効率ヒートポンプ等省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・施設の照明設備の LED 化を進めます。
- ・防犯灯、街路灯などの屋外照明についても、LED 化を進めます。
- ・雨水、太陽光、太陽熱等を有効に利用する設備等の導入に努めます。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・グリーン購入法の対象物品の調達に努めます。
- ・温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達に努めます。

④ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

- ・公用車（スクールバス、福祉バスを含む）の更新及び新規導入に当たっては、電動車の導入を進めます。

⑤ 再生可能エネルギーの導入

- ・公共施設への太陽光や太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入を検討し、温室効果ガスの排出量の削減を目指します。
- ・小中学校や公民館等災害時避難所として活用する施設に、再生可能エネルギー由来の発電・蓄電設備導入を検討します。
- ・町内入浴施設へのバイオマスボイラ等の木質バイオマスエネルギーを活用した給湯設備の導入を検討します。

⑤ 職員の日常の取組

- ・職員への意識啓発を進めるために研修等を実施し、省エネルギー・節電等の取組を行います。
- ・クールビズ・ウォームビズ、ノーマイカーデー等の活動に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ・用紙の節減、節水に努めます。
- ・詰め替え商品等を活用や必要なものを必要なだけ調達し、ゴミの発生抑制（リデュース）を行うとともに、繰り返し使用できるものは、再使用（リユース）を行い、ごみの減量に努めます。また、ごみの分別を徹底し、再資源化（リサイクル）を行います。
- ・対象施設利用者へ省エネルギー・節電・節水等に協力を促します。

⑥ 森林吸収対策

- ・豊かな森林資源を生かし、森林の持つCO₂吸収・固定機能を十分に発揮させるため、林業振興による森林管理の充実に努めます。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

- ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- ・事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1. 推進体制

「地球温暖化対策実行計画推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）、「推進責任者」、「推進担当者」、「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。（図8）

① 地球温暖化対策実行計画推進委員会

- ・幹部会（特別職、各課長）を母体とし、町長を推進委員長とし、取組方針の決定、実績評価の協議、計画の見直し・公表の決定を行います。

② 推進責任者

- ・各課の課長を推進責任者とし、各課の取組の推進の管理を行います。

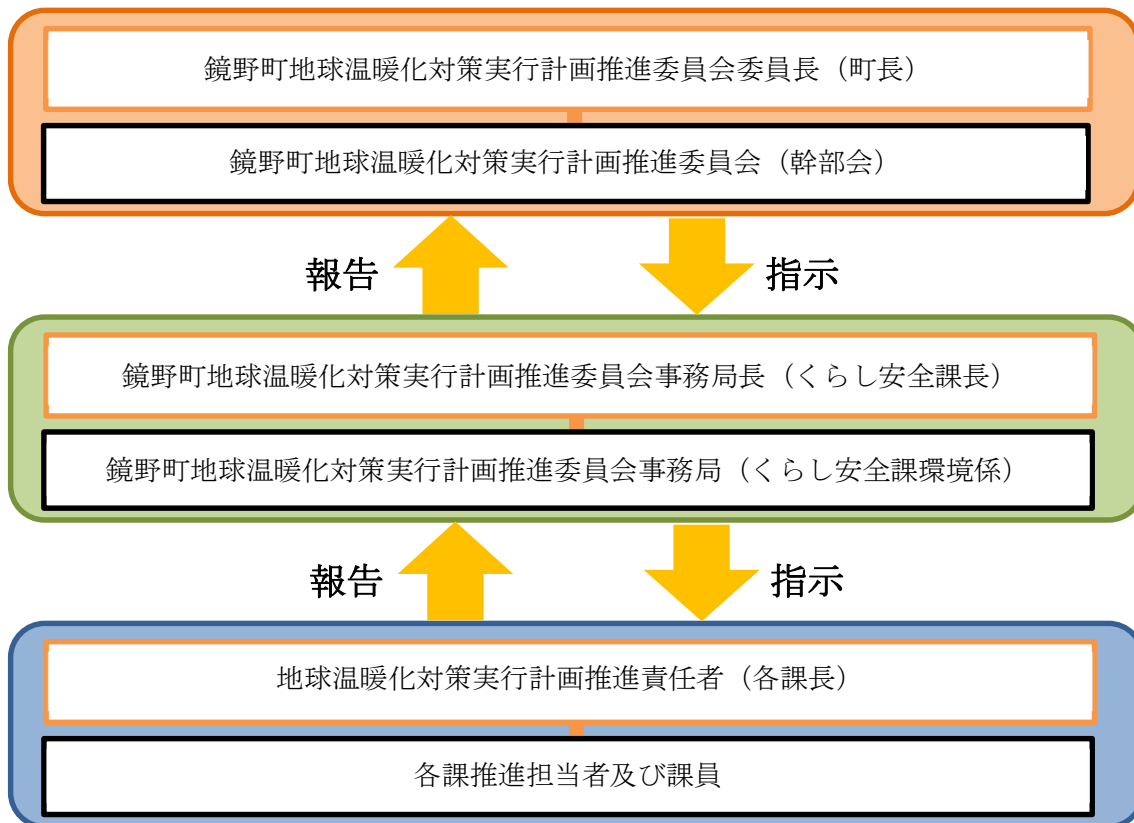
③ 推進担当者

- ・各課に1名以上の「推進担当者」を置き、各課の取組の推進及び進捗状況の点検、エネルギー使用量の記録、報告を行います。

④ 事務局

- ・事務局をくらし安全課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

図8 町事務事業編の推進体制



2. 点検・評価・見直し体制

本計画は、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）の一連の過程（PDCAサイクル）を毎年度繰り返すことにより、継続的に取組を改善し、削減目標の達成を図ります。（図9）

鏡野町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進委員会に報告します。推進委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

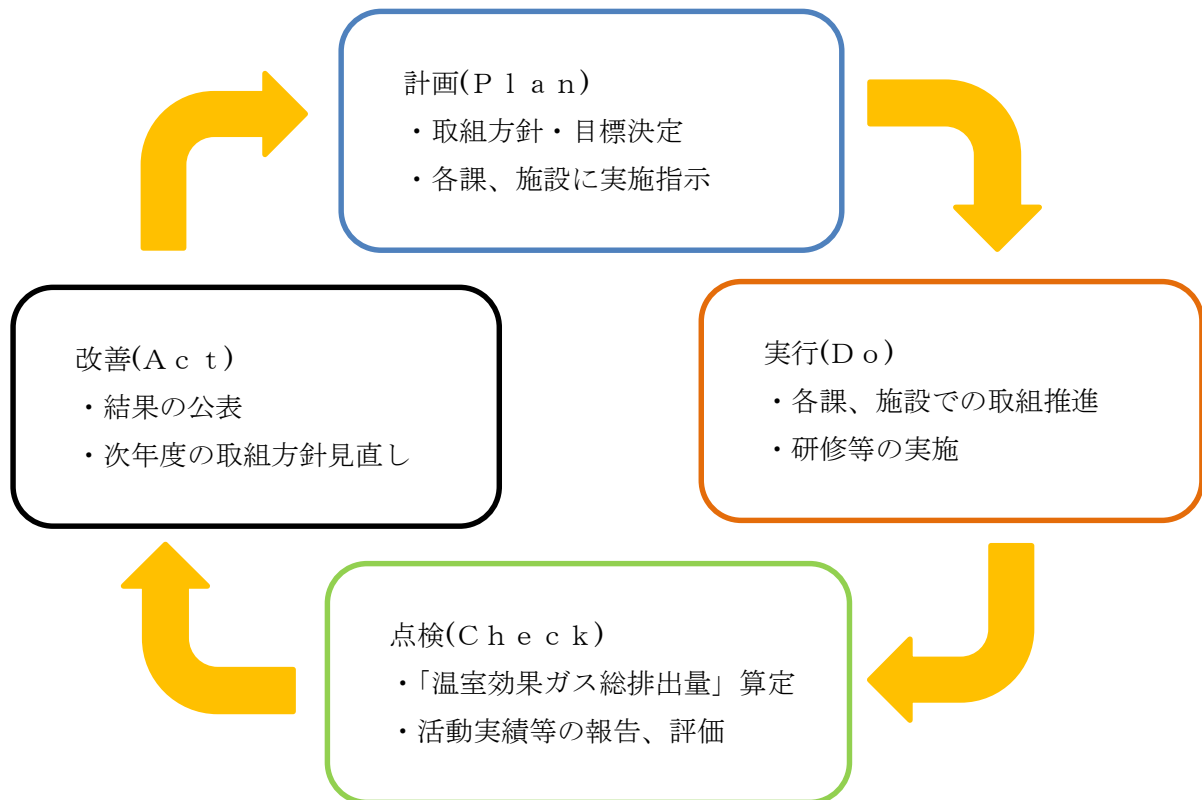


図9 PDCAのイメージ

3. 進捗状況の公表

計画の透明性を確保し、住民及び議会の理解と協力を得るため、前年度の温室効果ガス排出量及び取組の実施状況を、毎年度、町ホームページ等を通じて公表します。あわせて、公表内容を職員間で共有し、次年度の取組改善に反映します。

4. 職員研修・普及啓発

本計画を全庁的に浸透させるため、職員を対象とした研修を年1回以上実施します。研修では、地球温暖化対策の必要性、本計画の目標及び取組内容、日常業務における具体的な省エネルギー行動等を周知します。これにより、職員一人ひとりの意識向上と行動変容を促します。